

資本剰余金の概念と分類 : 資本剰余金の本質理解 の手掛りとして

著者	河合 信雄
雑誌名	関西大学商學論集
巻	創立七〇周年記念特輯
ページ	169-189
発行年	1955-11-04
URL	http://hdl.handle.net/10112/00022230

資本剰餘金の概念と分類

——資本剰餘金の本質理解の手掛りとして——

河 合 信 雄

は し が き

資本剰餘金 (Capital Surplus) なる概念はわが国では戦後の会計制度においてとり入れたものであるが、「企業会計原則」並びに商法、税法の改正および前後三次にわたる資産再評価の実施によつて、すでにわが会計制度に深く根を下ろしている。ところがこの資本剰餘金に関しては、剰餘金について詳細な研究を發表されている佐藤孝一教授においても「資本剰餘金ぐらい、多くの議論があり、不鮮明な概念は少いと思う——中略——『資本剰餘金』なる項目は、あたかも物置かゴミ捨場のように、その内容は複雑多岐を極め、これを一義的に決定し得ず、学者により所説を異にし、論者によつて所論が異り、従来からもこの問題を中心として華々しい論争が繰り返えされ、今日といえども必ずしも統一的な解釈や、いわゆる通説と看做すべきものがないとゆう状態である。」(傍点筆者)と断じておられるところである。⁽¹⁾

かかる事實は資本剰餘金乃至資本会計なるものについてみるとき、会計学者のひとしく認めるところである。

資本剰餘金の概念と分類 (河合)

しかし伝統的会計学者の間では資本剰余金の本質を資本とする点では意見が一致している。われわれは、社会経済学的な観点より資本剰余金のうち再評価積立金の一部分の如きものを除きその本質を利益とするものである。

本稿は、従来の諸学者が資本剰余金の性格を究明するに用いている諸方法を検討し、その所論の批判を手掛りとしながら、紛糾する諸説の整理を通じて、われわれの見解を示すことを試みようとするものである。

註 (1) 佐藤孝一「剰余金の研究」昭和二十五年、中央経済社、一三三頁。および同「剰余金論」昭和三十年、中央経済社、一五九頁。

一、資本剰余金の概念

資本剰余金の概念或いはその定義が紛糾し混乱する契機を飯野助教は次の如き事実に求められている。教授は先づ「わが会計原則は資本剰余金について毎期の純益以外の源泉から生ずる剰余から成るものとゆうきわめて曖昧な規定をしているにすぎない(損益計算書原則六一)。このことはアメリカでもほぼ同様で、たとえばかの S H M の会計原則は『剰余金のうち、(利益として一筆者)獲得されない部分を表現するための最も一般的なものである』⁽¹⁾といっているにすぎない(サンダーズ・ハットフィールド・ムーア共著「会計原則一覽表」九二頁)。」として資本剰余金に関する定義のうち最も多い消極的規定の一般化をあげられた後、更に次の如く論じられているのである。「あるものは資本剰余金に関してこのような消極的な規定が一般化している事情について次のようにいつている。すなわち『剰余金』とゆう語は、もともと、形容詞なして単独で用いられて来たが、資本取引が多くなる

にいたつて、これまでにあつたものとあたらしく発生して来たものとを分けるようになって来た（ニューラウナー著「上級会計学」第一卷一二一頁）。それは時期的には大体、証券取引委員会の発足前後の頃である。前者が利益剰余金、後者が資本剰余金と今日よばれるものにほかならない。したがつて従来存在しなかつた剰余金上の新生児達を総称して、このような名称がつけられたものと見る事ができる。とすれば、資本剰余金のもつゴミ捨場（dumping ground）への墮落への危険性はそれが生れながらにして担つた運命ともゆうべきであろう。しかしわれわれは会計学の命運にかけて、それを『非運の児』²⁾としてはならない。」

欧米における資本剰余金に関する論議をみると、一般的に云うならば、資本剰余金は醸出資本であると単に主張し或いは敘述しているにとどまる事が多く、（ごく稀にはこれを利益とするものもある）その理論的根拠の如きものについては、むしろ論議されているものに接することが少ないとさえ云わなければならぬ。この点に関しては欧米の学者には関心がないように見受けられ、独りわが国の学者の間に華々しく論議が展開されている観がある。資本剰余金に関する本質の解明が外国の学者の関心の外にあるとゆう事情とその理由については後述する如くである。

米国における資本剰余金に関する多数の学者の見解は、これを醸出された資本の一部を代表するものであるとするものである。しかしこの定義は、 $資本剰余金 + 資本醸出金 = 醸出資本$ 、 $乃由醸出資本 - 資本醸出金 = 資本剰余金$ とゆう等式を説明するだけの唯の算式的規定に過ぎない。

これは先にあげたわが「企業会計原則」およびSHM会計原則に云う剰余金のうち利益剰余金となるものを除

くものを資本剰余金とする算式的定義を一步も出るものではなく、右と同様単なる消極的規定にすぎない。この点については既に内川助教の指摘がある。⁽³⁾ なお教授によれば「この（資本剰余金を融出資本の一部とする一筆者）定義によつては資本剰余金の利益剰余金に対する相違は一応明らかにされ得たとしても（もつともわれわれはこれによつてこのことが必ずしも明らかにされ得たとするものではない一筆者）、その法定資本に対する差異性、即ち同じ資本項目であつても法定資本であるところの株式資本とは、本質的に異なる資本剰余金の特質は少しも説明され得ない。」とされている。⁽⁴⁾

右の様に欧米の学者が資本剰余金の本質をわが国の学者のように深く立入つて討究しようとしなない理由は論者により次の如く説明されている。払込剰余金 (Paid-in Capital) は歴史的には剰余金にも利益ならざる部分（資本剰余金）なる概念の生れた基礎となつたものである。且 Paid-in Capital は米国においては例えばペイトン編纂の「会計士ハンドブック」⁽⁵⁾における如くしばしば再評価剰余金（時に贈与剰余金を含む）を除ぞく狭義の資本剰余金として用いられている。この払込剰余金に対しては、欧米においてはわが国の如くこれを課税の対象とする法規も存在せず、諸学者の論議が企業財務上の必要よりその配当利用性の可否にのみ集中された結果である。⁽⁶⁾

但し、ここに注意を要するのは、欧米の学者の中に資本剰余金の分類整理乃至用語の改正およびその統一に關し最近新しい提案のなされつつあることである。⁽⁷⁾ これは資本剰余金のゴミ捨場 (dumping ground) への墮落に対する反省乃至批判があらわれたものと考えられる。しかし乍ら資本剰余金の本質を究明しようとする問題に直面してこれを正面から取り上げようとする研究は、主としてわが国学者の関心を持つところであると云つて差支えな

いであらう。

わが国の論争では資本剰余金は種々なる角度より取り上げられており、その歴史的に果たす役割についても木村和三郎教授の資本蓄積の理論的基礎を提供するものとする見解等⁽⁸⁾批判的会計学の側からの論議も行われている。わが国においては、資本剰余金の本質を究明することに諸学者の努力が結集されたことは壯観と云うべく、前述の如く欧米においてはその比を見ないところである。従つてわれわれは資本剰余金の本質を解明するに当つてはわが国における論者の所説を検討することからはじめなければならない。資本剰余金はその本質を解明するだけでは未だ充分でなく、それがわが国会計制度に果たす役割を明らかにすることもまたきわめて必要なことである。しかし資本剰余金のわが国会計制度に果たす役割が木村教授の云われる如く「企業の資本維持、資本の所有面よりの資本関係の固定化（現実の資本対労働、独占資本対中小資本、支配株主対中小株主の關係の追認と会計政策よりの補強―筆者）をはかる理論的基礎を提供することにある」⁽⁹⁾とすれば、傳統的会計学に対立する批判的会計学はイデオロギー批判をゆるがせに出来ない。従つて、傳統的会計学と批判的会計学との間に資本剰余金が資本か利益かと争われている現段階においては、われわれはその本質を究明することを急務とする。またかくすることにより、資本剰余金なる概念がわが国会計制度の問題として登場して来た役割をも自ら明らかならしめ得ると考えらる。このことは、以下にわれわれの所論を展開することによつて論証するところである。

注 (1) 飯野利夫「剰余金の会計」(古川栄一・番場嘉一郎監修「株式会社社会計」昭和二十九年、大蔵出版、六九頁)。

(2) 飯野、前掲論文、(六九―九〇頁)。

- (3) 内川菊義「株式プレミアムの本質」九州大学経済学会、経済学研究、昭和二十八年一月号参照。
- (4) 内川、前掲論文、一四七頁。
- (5) W. A. Paton: Accountants' Handbook, 1955, P.1023.
- (6) 内川、前掲論文、一五〇頁。欧米においては配当の可否についてのみ論議が集中していたとゆう事實は黒沢教授も指摘されているところである。黒沢清「資本と所得の本質」会計、昭和二十九年一月、五―七頁。
- (7) この点に関しては米国のA A A及びA I Aにおける会計術語委員会の活動があり、A I Aの報告、英国のイングラント及びウェールズ会計士協会と経済社会研究協会の共同委員会の報告がある。A I Aの Accounting Research Bulletin については佐藤、前掲「剰余金論」五一―五三六頁、A I Aの Accounting Terminology Bulletin, No. 1, Review and Résumé については中西旭「最近米国内における会計術語の闡明について」会計、二十九年四月号、英国については一瀬智司「会計用語および概念調整の問題」会計、二十九年六月号にそれぞれ紹介がある。
- (8)、(9) 木村和二郎「資本剰余金の歴史的役割」会計、昭和二十九年七月臨時増刊参照。

二、資本剰余金の分類

資本剰余金の本質を解明するに当り、従来の多数説の規定は、極めて消極的なものであつて何らこれを積極的に解釈し得るものでないことは、すでにわれわれの指摘したところである。

それでは資本剰余金を積極的に解釈し、その本質を明らかにするにはどの様な方法によるべきであろうか。現在これを積極的に定義しようとする試みは、次の様に分けることが出来ると考へる。

【一】剰余金を利益剰余金と資本剰余金に二分する方法。

この場合にも論者たちの所論は以下にみるごとく更に細分される。

(イ) 社会経済学的観点より会計学上の資本剰余金を規定しようとするもの。

かかる試みは批判的会計学に共通するところであつて、資本剰余金の本質は利潤性(利益性)にあるとするものである。批判的会計学では利益剰余金を企業の経営上の利益とし、狭義の資本剰余金(Paid-up Capital)を資本市場を通じて獲得される利益(創業者利得)とする。しかし広義の資本剰余金については創業者利得を以て再評価剰余金をも一元的に把握しようとするもの、又は再評価剰余金、贈与剰余金をインフレその他による財産利益とするものがある。右二者に分けられるように批判的会計学の立場に立つ論者も各々多少は所説を異にするが、このような点については、本稿は伝統的会計学の批判を通じてわれわれの見解を示そうとするものであるから深くは立入つて考察しない。右の如き立場に立つて所論を発表している学者としては木村和三郎⁽¹⁾、馬場克三⁽²⁾両教授、内川菊義⁽³⁾、川合一郎⁽⁴⁾両助教授がある。しかし乍ら伝統的会計学の側においても社会経済学的観点の導入が全くなされていまいわけではない。右と対照的な結論すなわち資本剰余金を資本とするものに、例えば坂本安一⁽⁵⁾教授がある。又部分的には再評価積立金を論じている伝統的会計学者の殆んどすべてが貨幣購買力維持説にのつとつて来たところである。

(ロ) 期間損益計算上の損益概念を基準として資本剰余金を規定しようとするもの。

この観点はさきに批判したわが「企業会計原則」やS H M「会計原則」等の規定の消極性を多かれ少かれ有するものである。ここに注意を要するのは坂本教授の見解である。教授は(イ)と(ロ)に示した方法を綜合することにより、資本剰余金をもつて「解散利益」なりとする独特の積極的規定を与え、期間損益計算上の損益概念

資本剰余金の概念と分類(河合)

より資本剰余金を区別しようとする観点の消極性を打破ろうと努力されている。

(ハ) 資本剰余金を法定資本にあらざる剰出資本なりとする定義を一貫しようとするもの。

この方法は剰出資本なる観点を土台として、単純な払込みとはみられない項目（払込剰余金以外の項目）にも資本（出資者持分）の増減乃至資本（出資者持分）の修正なる観念を適用しようとするものである。この方法も（ロ）の方法と同様に、先に示した伝統的見解の算式的規定たる消極性を多少とも有している。また法定資本と資本剰余金の区別を単に法的慣習制度においている故、積極的に資本剰余金が何故に法定資本と区別されるかを明らかにし得ないうらみがあるのもまぬがれ得ないところである。しかし乍ら山下勝治教授の場合には『資本剰余金は自己資本乃至その所有関係の移動を伴うものとしての資本取引、その大きさに影響をもつ資本剰余金として、之を正しく理解せねばならない』と云われる如く、資本評価にともなう自己資本の増加乃至修正とゆう独特の規定をもつて、剰出資本説の消極性を排除しようと努力されている。

以上あげた方法はいづれも剰余金を利益剰余金と資本剰余金に大きく二分類するものと云える。

これに対し以下にあげる方法は、資本剰余金の各項目をそれぞれ分析検討して共通性を引き出そうとするものである。

【二】剰余金の一部を利益剰余金および資本剰余金のいづれにも属さない別個の剰余金に区別する方法。これを剰余金の三分類法乃至四分類法と称することが出来よう。

この方法の観点は、剰出資本と定義するものは比較的に剰出資本性を主張し易しい狭義の資本剰余金（払込剰

余金、合併剰余金、減資剰余金。論者により自己株式売買差益を含ましめることがあるに止めて、他を利益剰余金および資本剰余金のいづれにも属さない別個の剰余金とするものである。これにもつぎのような諸説がある。

(イ) 再評価剰余金を別個の剰余金とするもの。

この見解をとる学者は比較的多く近来その力を増している。米国でもペイトン⁽⁹⁾、ニューラウ及びガーナー⁽¹⁰⁾等有力な学者を含み、米国会計士協会⁽¹⁰⁾もまたこの見解に変わつて来ていることは衆知のことからである。わが国でこの観点に立つ代表的な学者としては丹波康太郎教授⁽¹¹⁾および佐藤孝一教授⁽¹²⁾がある。佐藤教授の理由とするところは、再評価剰余金は貨幣価値変動により発生する資本修正項目たる再評価積立金と、資産の実質的値上りおよび過去の減価償却の過剰にもとずく財産評価益なる利益剰余金よりなる。したがつて再評価剰余金は資本剰余金と利益剰余金の混合したものである。更にこれ等は未実現のものなる故利益剰余金に属する部分も配当その他の処分ができない。それ故に再評価剰余金はその性質を利益剰余金並びに資本剰余金と區別して別個の剰余金とすべしとゆうにある。

批判的会計学の立場にあつても再評価剰余金を別個の剰余金として區別すべしとゆう説をなすものがある。岡部利良教授⁽¹³⁾はその一人と考えられる。財産評価益は利益剰余金たることは云うまでもないが、再評価積立金がかく單純に未実現の資本修正項目として一義的に決定されるものであるかは更に吟味を要するところである。岡部教授によれば、再評価積立金は貨幣価値修正項目としては資本性を有するが、貨幣価値修正に用いられる物価指数の不適当な性質から再評価差額は貨幣価値修正部分と財産価値の実質的增加或は減少が混入しているものと

される。更にわが国の再評価の現実には貨幣価値の修正たる資産の再評価とゆうよりはむしろ資本の収益性にしたがつて資産を評価替したものである。それ故再評価を多く実施した企業はそれを少ししか実施しなかつた或は全く実施し得ざる企業に比べてそれだけ社会的に価値の再分配にあづかるものである。その上独占企業はインフレ中の債務者利益をも有している。従つて再評価差額中には右に述べた種々の利益が混入している。このように再評価積立金もこれを以て単純な資本修正項目とすることは出来ず、資本修正部分と利益剰余部分を含む第三の剰余金であるとされている。

(ロ) 贈与剰余金を資本剰余金と別個のものとするもの。

この見解は贈与剰余金もまた利益剰余金および資本剰余金の混入したもなるを以て別個の剰余金とするものである。わが国ではこの観点をとる學者に番場嘉一郎教授⁽¹⁴⁾があり、佐藤教授は一応利益剰余金、資本剰余金および再評価剰余金の三分説をとる論者であるが、その著書「剰余金論」の贈与剰余金の項には少くとも理論的には贈与剰余金は再評価剰余金と同じく資本剰余金と別個の地位に置く必要があるとされている⁽¹⁵⁾。右の論者の論拠とするところは次の如くである。贈与剰余金はこれを贈与する者の意志が資本の提供又は財務整理にあるか、利益の助成乃至欠損の補填にあるかにより資本たるか利益たるかに區別されるものである。資本として提供されたものでも贈与者の条件が満されたならば利益剰余金に変更して振替えるも差支えない。それ故贈与剰余金は資本剰余金たる性質と利益剰余金たる性質をあわせ有するものである。或はそれが最終的には資本剰余金か利益剰余金か不明なる故であるからとされている。これに対しわれわれは、かかる経過的な資本を認めるところに贈与剰余

金のすぐれて政策的なる性格を認めるものである。

贈与剰余金を資本とする右の見解に對立する有力な反對論は稅務当局者の側から提出されている。稅法はこれを益金（利益剰余金）とし、資本的支出としたものはこれを圧縮記帳することを認めている。すなわち課稅所得計算上圧縮した部分はその期は不算入益金となつて課稅を延期せられる。但し翌期より圧縮記帳に見合う減価償却分だけ課稅所得は増加する。しかし乍ら、贈余剰余金の本質は益金（利益剰余金）であるから圧縮記帳しなければその期の課稅所得に算入される。債務免除益は繰越欠損金の補填に充當した場合はその部分の金額は課稅されないことになつている。これはいづれも利益であるが政策的に課稅を延期或は免除されるものである。傳統的會計學が資本的支出乃至債務免除に當てた贈与剰余金を資本と規定することは、課稅の問題が生じないとゆう政策的帰結をもたらす。更に一部の論者によれば、（佐藤教授の如く）、例えば債務免除益を資本としたが、後に收益があらがり資本が充實した場合にこれを利益剰余金に振替えたり、贈与により建設した固定資産の売却乃至廢棄に當つてこれを利益剰余金に振り替えることを許すとすれば、贈与剰余金を資本と利益に區別する傳統的見解はあまりにも便宜的政策的發言といわなくてはならない。

批判的會計學は贈与剰余金を利益とする。岡部利良教授の見解を引こう。⁽¹⁶⁾ 贈与剰余金は個々の企業に帰屬する価値の配分である。營業所得であろうと、贈与であろうと、これらのものは自己の出資した資本以外のもので、企業の価値（經濟力）を増加するものである。企業の元本たる資本に附け加えられる贈与剰余金の本質は利益である。

右にわれわれは資本剰余金を積極的に規定しようとする方法をあげたのである。そして必要に応じてそれぞれ批判した。更にこれ等の方法を用いて展開される論者の論理の何処に矛盾が存在するのであるか、その論理の展開に誤りなきか否かを吟味しなければならない。

- 註
- (1) 木村和三郎前掲二論文を含む一連の資本剰余金に関する論文および同著「会計学研究」昭和二十九年、森山書店刊。
 - (2) 馬場克三「株式会社社会計の根本問題」会計、昭和三十年八月第二号。
 - (3) 内川菊義、前掲論文、
 - (4) 川合一郎「資本と信用」昭和二十九年、有斐閣刊、第四編信用と資本集中。
 - (5) 坂本安一「資本剰余金と利益剰余金の区別について」企業会計、昭和二十九年九月号。
 - (6) 山下勝治「会计学新講」昭和二十八年、千倉書房刊、第一編第五章及び第三編資本会計論。同氏稿「キャピタルゲイン・ロス」会計、昭和二十九年七月臨時増刊。
 - (7) 山下、前掲論文、四七頁。
 - (8) W.A.Paton: Accountants' Handbook, 1955. W. A. Paton: Advanced Accounting, 1949.
 - (9) G. H. Newlove and S. P. Garner: Advanced Accounting, vol.1 1951.
 - (10) AIA: Examination of Financial Statements by Independent Public Accountant, 1936.
AIA: Accounting Terminology Bulletins, Review and Resumé, 1953.
 - (11) 丹波康太郎「資本剰余金の性質と源泉」(日本会計学会編「財務諸表論」昭和二十五年、森山書店刊、所収)
 - (12) 佐藤、前掲「剰余金論」。
 - (13) 岡部利良「貨幣価値変動期における固定資産再評価の問題性」会計、昭和二十九年四月、五月、六月号、同氏稿「保険差益論再吟味」企業会計、昭和二十八年三月、四月号。
 - (14) 番場嘉一郎「資本剰余金の性格」企業会計、昭和二十九年三月号。
 - (15) 佐藤、前掲書、二七八頁。

三、剰余金の二分類説批判

資本剰余金を積極的に規定しようとする諸方法は以上にみた如くである。そしてその三分類説乃至四分類説の出る論拠については既に示したところであり、且つそれぞれ批判したところである。なお前項においてその批判の不充分又は批判すべき論点を残したと思われるところは伝統的見解に共通する論理に関するものである。それは以下二分類説の吟味を通して明らかにされるであろう。二分類説をその論理の展開に従つて検討することによつて、伝統的会計学の資本剰余金を資本とするその本質に関する規定の生れる根拠となつた理論の構造はさらに明瞭となる。

二分類説の分析に当り、われわれは坂本安一教授並びに山下勝治教授の所説を手掛りとしていたい。両教授は従来¹⁾の諸説を整理し、資本剰余金を企業会計の全体との関係において説明しようと努力されている。その所説は資本剰余金の性格に関して深く立入つて所論を展開するものである。従つてその見解は批判の対象として適当であると考へる。

坂本教授によれば「剰余金の中、資本剰余金の多くは経済学上の利潤（一定の生産力維持の上に計算せられた利潤）と一定量の貨幣資本維持の上に計算せられた利益との差額」である。教授によれば右の差額を生ずるのは元本（資本）とするものの相違にもとづく。ここに一定量の貨幣資本維持と云う場合の元本は何を指すものであるの

資本剰余金の概念と分類（河合）

か見よう。教授は「現実に算定せられる会計上の利益は、社会経済的な制約の外に、いろいろな企業会計に特有な諸前提、諸原則、諸習慣による影響をうけるものであるから、経済学上の利潤とは時として大きな差異を生ずることがある。このような差異が企業会計上に剰余金なる概念を生んだ一つの原因であると考えられる。」とされる。このように見ると先の一定量の貨幣資本維持の元本（資本）とは法定資本を指すもののようなのである。かくて教授は右の様な諸制約の下に規制されるまったく融通性のない法定資本に対して、社会経済的要求に基いて融通性をもつ資本を設定する必要がある、資本剰余金はこのような融通性をもついわばクッションのように伸縮性ある資本として制定せられたものであるとされる。⁽³⁾なお教授によれば「この差額を資本剰余金として、期間計算上、一種の資本として取扱う必要が生じたのである。しかしこのような資本剰余金は、事業解散など、継続事業の前提が解かれたときには、解散利益となつて現れるものである。それは資本出資者の投下した元本以上に付加せられて資本出資者に回収せられる予定額を示すからである。」⁽⁴⁾（傍点筆者）とされる。

いま教授の見解によれば資本剰余金は期間損益の計算上資本とされているが、解散等の場合、終局的には解散利益となる。教授は期間損益計算上からは当期の純利益以外の利益剰余金およびすべての資本剰余金は資本と見做されねばならないとされる。⁽⁵⁾それ故、右の場合の資本の概念は全く期間外利益に対立するところの期間損益の測定手段となる会計算式的数量的大いさである自己資本を決定する為のものであるとみられる。資本剰余金を解散利益とする教授の見解から推察すれば資本剰余金は如何にも利益性を強く主張されている様に見受けられる。しかし乍らこれを以つて教授の見解の全貌をとらえたものとするのは早計である。

教授は右の論文の別項においては、広義の払込剰余金は剰出資本なる故その本来の性質は資本であるとされており、再評価積立金は貨幣資本維持のための資本（この場合は一定時点の貨幣価値で示された資本の意味に用いられている一筆者）と、生産資本維持のための資本（貨幣価値に関係なき実体資本の価値一筆者）の差額としてその本質は資本であるとされている。⁽⁷⁾従つてこれらのものは、この場合にはその本質を利益とする期間外利益とは別個のもので、剰出資本乃至資本の価値修正とされているのである。かかる立論からすれば教授の見解も従来の伝統的会計学の規定たる $\text{剰出資本} + \text{再評価積立} + \text{剰出溢当}$ と本質的には何ら異ならない。かかる資本剰余金をある時は資本とし、ある時は解散利益とする教授の見解は、教授の用いられる資本概念が確定していないことに求められる。教授の場合資本剰余金は各々の資本概念より次の如く規定される。すなわち、それは伝統的会計学の資本概念よりは資本となり、また先にあげた当期の純利益を除くすべての剰余金を資本とする会計算式上の数量的大いさよりも資本となるが、他方法定資本に対しては解散利益である。しかし会計上の資本と利益の区別は、一般にはそれが発生乃至実現した場合に決定さるべきものである。更に今日の企業は継続企業であつて特別な場合を除いて解散が予定されることはない。したがつて資本剰余金に対する新しい提案としてこれを解散利益とする規定も現実の会計にどれだけの実際の意義を持つものであるか疑問である。

次に山下教授の所説を見よう。教授は資本会計なる会計の特定の領域を認められ、それは「企業の自己資本の変動に関する会計領域を意味し、自己資本乃至出資者持分の変動に関する会計領域」とされる。⁽⁸⁾そして資本会計の領域に関する取引を資本取引とし、資本取引の側より資本剰余金を限定的に規定しようとするのであつて、

資本剰余金の概念と分類（河合）

この限りではその行き方は損益取引乃至利益概念より資本剰余金を規定しようとする坂本説とは正に対照的である。

山下教授は資本会計を以て自己資本の変動領域とする。本来自己資本とは法定資本はもちろん利益剰余金を含むすべての剰余金を指す。それ故資本取引が自己資本の変動にかかわる取引であれば、利益処分、株式配当の如き利益剰余金の資本組入れ、利益剰余金による株式償還の如きも含まれるべきである。山下教授においてもこれらのものは利益処分を除きその他のものは資本取引として取り上げられている。それでは資本取引において資本剰余金の発生するのは如何なる根拠にもとづくのであろうか。教授によれば、それは資本評価にともなう自己資本増加乃至資本修正にあるとされる。以下教授の見解を検討しよう。教授によれば「株式の発行価格その買上価格は必ずしも株式の額面価格と直接的関聯はなく、反つて、その価格は、当該企業における株式のもつ持分価格の評価額によつて決定される。」⁽⁹⁾ものである。そして「自己株式の発行乃至回収の過程に於ては、意識的又は無意識的に自己株式の評価過程が随伴し、株式持分価値を表現する価格に等しい資産が増減し、それだけ資本の増減が伴うこととなる。その本質は、資産の増減の結果として資本の増減を招来したと云うことではなくして、株式持分評価乃至資本評価の結果として、これに相当すべき資産の増減を伴うので、資本そのものの側面から招来する資本増減取引であると云う性質に変化はない。そこに、その資本増減部分と表示資本との差額が、資本としての増減部分に相当し、これに資本剰余金と云う性格が与えらるべき根拠がある。」⁽¹⁰⁾(傍点筆者)とされる。山下教授の資本剰余金にかかる資本評価にもとづく資本増加およびそれに対応する資産増加と表示資本(法定資本)

の差額である。かくの如く資本評価にもとづく自己資本の増加であるから醸出資本の増加とされる。更にわれわれは教授の資本評価が何を基礎にするものであるか問うて見よう。それは教授の株価の把握を見れば明瞭である。それによつてかかる論理に内在する矛盾は明らかにされるであらう。

教授によればプレミアムの発生の根拠は株主衡平権説である「(額面超過金は―筆者)旧株主のもつ過去の蓄積資本に新株主が均霑を受ける代償としての対価である。換言すれば、(旧株主の持つ―筆者)会社の正味資産に対する額面超過金は、会社の正味資本に対する、一株当り持分の額面を超過するものに相当するもの」(傍点筆者)とされる。株価乃至額面十額面超過金が旧株主の持つ会社の一株当り正味資本(額面当り法定資本十額面超過額すなわち額面当りの蓄積資本)とゆう教授の定式は株主衡平権説の通説である。しかし右の如き論理では新設会社乃至蓄積資本なき会社の株式発行にともなつてプレミアムが付くことがあることや、かかる会社の株価の値上りがある場合、これを偶然的因子に帰する以外に説明の方法はない。

われわれは株価||株式の市場価格は企業の利益のうちより支払われる配当が市場利率で資本還元されたものであると考える。利子生み資本の運動法則が確立し資本市場の成立している下では、収益証券たる株式は配当を資本還元された擬制資本価格を持つのである。プレミアムはかかる擬制資本の価格と右の高配当を可能ならしめるに必要な機能資本の価値の差額として実現するのである。かくて実現された創業者利得は右の擬制資本価格||株価を維持するに足る機能資本を超過する部分であるからこれを獲得した企業はこれを自由に処分することが出来る。ヒルフアーディングの古典的な規定では創業者利得は銀行の獲得するところとなる。かかる段階では企

業の外部者に創業者利得が帰属するのであるからその利益たる性格の認識は容易であつた。資本主義の發展段階に照応して創業者利得が企業に直接帰属するに到ると、その帰属主体の変更と実現形態の複雑さ（合併差益、減資差益等）から創業者利得の本質は洞察しがたいものとなる。⁽¹²⁾更に資本蓄積のために創業者利得の再投資が一般的となり、創業者利得は企業財務上重要な資本の源泉と見做されるようになる、資本蓄積の要求から機能資本家が一人獲得した創業者利得を容易に外部に流出しない様に配当の制限等その処分の拘束が法制化された。狹義の資本剰余金 (Paid-in-Capital) とはかかる段階の創業者利得の総称である。創業者利得が資本剰余金なる概念に包括されるようになると、その出資者にとつて醸出されたものであるとゆう觀念のみが強調せられ、それを取得するものにとつて利益たる性質は抹殺される。更に資本剰余金が資本とされると課税の対象から除外され配当制限等の政策的効果をもつに到る。かくて資本剰余金 (Paid-in-Capital) の概念が成立するとその処分の拘束と課税対象よりの除外とゆう法的規制の乱用として政策的にゴミ捨場の要素 (dumping board) が混入される。

さてわれわれはここに資本剰余金に関するわれわれの積極的見解を披瀝したのであるが、ここで議論を進めるに当り山下教授の所説にもどうう。山下教授は再評価積立金の場合、再評価差額の生れる資本評価の基礎は収益力評価におかれている。この見解を吟味することによりわれわれの株価⁽¹³⁾擬制資本なる定式も益々明瞭となるであらう。教授によれば「資本修正のための財産評価と云うことは、原則として、企業⁽¹⁾の将来⁽²⁾収益⁽³⁾に基⁽⁴⁾く資本⁽⁵⁾評価が基礎となり、そして、その大きさに財産評価を適合せしめると云う方法を探る⁽¹³⁾」とされる。山下教授は先にプ
レミアムが発生する資本取引においては資本評価の基礎を企業の法定資本+蓄積資本（ストック・エクイティ）に属

する実体資本」とされたところである。しかるに再評価積立金においては資本評価の基礎を擬制資本価格に置くものである。これでは教授が資本剰余金の性格を資本評価にもとづく資本増加乃至資本修正とされ、これに対応して財産の増加乃至評価増が行われるとするについて、その資本評価なる概念に論理の一貫性を欠くものと云わなければならない。

それではわれわれは如何に理解するか、われわれは再評価積立金についてはすでに前項において(岡部教授の所説の紹介として)その性質を示したところである。そこにおいては現実の再評価は資本の収益力評価なること、再評価の実施はそれだけ社会的に価値の帰属をもたらすとゆうことを指摘した。⁽¹⁴⁾

註 (1) 坂本、前掲論文、二四頁。

(2) 同、二三頁。

(3) 同、三四頁。

(4) 同、三三—三五頁。

(5) 同、三三頁。

(6) (7) 同、三五頁。

(8) 山下、前掲書二一九頁。

(9) 同、二四〇頁。

(10) 同、二四〇—二四一頁。

(11) 同、二四二頁。

(12) 創業者利潤説について詳しくは、拙稿「資本利得および資本損失に関する一論」(木村和三郎編「資本蓄積と企業会計」昭和三十年、森山書店刊所輯一八〇—一八五頁)を参照されたい。

(13) 同、二三三頁。

資本剰余金の概念と分類(河合)

(14) 再評価の果す役割については、酒井文雄「固定資産再評価の狙うもの」(前掲「資本蓄積と企業会計」所載)参照。

む す び

狭義の資本剰余金 (Paid-in-Capital) は擬制資本＝株式に払い込まれたる剰出資本と、この擬制資本の成立に必要な機能資本の差額である。擬制資本への出資であつても、実在の資本である限り架空のものではない。かくして出資者の側からこの差額＝資本剰余金も剰出資本とする観念が生れる。しかしこの差額を獲得する側に立てば、剰出された全部を機能資本として投下しなくても擬制資本＝株式の価格は成立する。株価は配当によつて決る。株価の成立はこれに見合う配当を可能ならしめる収益を生むに必要な額を機能資本とすれば足りる。従つて右の株式払込と機能資本の差額＝創業者利得は機能資本家の自由とするところである。資本の剰出の段階で利益(創業者利得)が発生するのである。かかる差額が企業財務の必要から再投資されることが一般化すると、利益たる本質が抹殺されて剰出資本たる観念が前面に押し出されて、課税対象よりの除外、処分の禁止が主張される。かかる段階におけるこの差額＝創業者利得は資本剰余金 (Paid-in-Capital) とされる。更に資本剰余金が資本なりとの規定が一般化すると課税の免除、処分の禁止が法制化されて、この法的規制の政策的役割からゴミ捨場の要素 (dumping ground) が混入される。この様にして広義の資本剰余金 (Capital Surplus) の概念が生れたのである。

われわれは資本剰余金 (Capital Surplus) を狭義の資本剰余金 (Paid-in-Capital)、贈与剰余金、再評価剰余金の

各項目について考察した。その結果資本剰余金 (Capital Surplus) のうち再評価積立金の一部の如きものを除き、その本質を利益と規定せざるを得ないものである。その根拠についてはそれぞれ既に示したところである。これを政策的に処分を禁止するのであれば、利益の留保たる利益準備金であつても商法上の法定準備金とすればその目的を達することが出来る。課税対象とするか否かは財政政策の決定するところである。(本稿は昭和三十年度科学研究費による研究の一部をなすものである。)

【後記】本稿に取り上げたところは、資本剰余金の全体にわたり、諸学者の所論を概観し、わたくしの見解を示した。これは筆者の資本剰余金論の序説に当るものである。資本剰余金については更に取り上げねばならぬ課題も多い。資本剰余金に含まれる各項目も更に仔細に検討する必要がある。本稿は意をつくさないところが多いが、わたくしの考え方の方向、或はその見解の基本的な要点はこれを一応明らかにしたつもりである。